

ご存じですか？

配慮義務



STOP!

望まない
受動喫煙

たばこの煙を吸いたくない人もいます。
喫煙をする際は、屋外や家庭等であっても
周囲の状況に配慮をお願いいたします。

(配慮例)

- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする。
- ・人通りが多い場所には灰皿を置かない。

健康増進法（令和二年四月一日施行）

第二十七条 **何人も**、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、**望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。**

2 **特定施設等の管理権原者は**、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、**望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。**



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

問合せ先

埼玉県草加保健所 保健予防推進担当

☎ 048-925-1551（平日8:30~17:15）

✉ q2515513@pref.saitama.lg.jp